

保護者の皆さまへ

～給食費に関するお知らせ～

令和2年4月
小田原市学校給食会

小田原市では、全小学校・中学校と2つの幼稚園にて、子どもたちの身体のため、安全で栄養バランスを考慮した学校給食を実施しています。各学校や共同調理場の栄養士が、地場産物を取り入れた、季節に合った美味しい献立を提供しています。

このような学校給食を提供するため、保護者の皆さまへは、『給食費』のご負担をお願いしています。

◎小田原市の給食費

現在の給食費の月額はおおりのとおりです。

小学校 月額 4,300円 (1食単価 257円)

中学校 月額 5,000円 (1食単価 307円)

幼稚園 月額 3,900円 (1食単価 230円)

※ 給食費はすべて食材費です。(人件費・光熱水費等は含まれておりません。)

◎給食費のお支払いは、口座引き落としです

給食費は、学校ごとに指定した金融機関での口座引き落としとなります。

●引き落とし金融機関(学校別)

- ・ゆうちょ銀行 (小学校) 三の丸・新玉・足柄・芦子・大窪・早川・山王・町田・久野
下府中・桜井・千代・下曾我・片浦・曾我・矢作・報徳・豊川
前羽・下中
- (中学校) 城山・白鷗・白山・鴨宮・城北・橘
- (幼稚園) 前羽・下中
- ・さがみ信用金庫 (小学校) 富水・国府津・酒匂・東富水・富士見
(中学校) 国府津・酒匂・泉
- ・JA かながわ西湘 (中学校) 城南・千代



おだわら口座振替推進キャラクター『がまこ』

●引き落としスケジュール

令和2年度の口座引落日程・金額は、別途学校より連絡があります。

◎よくある質問と回答

Q 1 長期入院などで給食を食べない場合の給食費はどうなりますか。

A 1 保護者から学校へ申出をし、給食を停止した場合などは、給食費を変更します。

Q 2 生活が厳しく、給食費を支払うのが難しいのですが。

A 2 一定の所得条件などがありますが、『生活保護』（市生活支援課保護係 **0465-33-1463**）や『就学援助制度』（市教育指導課学事係 **0465-33-1682**）を検討ください。（給食費の援助制度があります。）また、年3回支給される『児童手当』から、あらかじめ未納分の給食費を差し引いて、支払うことも出来ます。（手続きが必要です。学校給食会まで連絡ください。）

Q 3 給食費を払わないとどうなりますか。

A 3 当月に集めた給食費を、翌月の食材費の支払いに充てており、給食費が払われないと、学校で毎日提供している給食に支障がでてしまいます。このため、毎月の確実な納付をお願いしています。

☞ 給食費のお問い合わせは、

小田原市学校給食会 事務局：小田原市教育委員会 学校安全課給食係内

〒250-8555 小田原市荻窪300番地 TEL 0465（33）1694 まで。